

た。

## 安部 隆委員の総括質疑

○大道寺 信委員長 次に、順位3番、議席番号12番、安部 隆委員。

○12番 安部 隆委員 予算総括質疑の前に冒頭、東日本大震災発生から3年がたっております。各地で追悼の祈念がされておりますけれども、この震災で亡くなられました皆さん、そして被災を受けられた方々に対しまして、心から哀悼を申し上げたいというふうに思います。また、この震災に対しまして復興支援、そして作業等を行われた皆様方に対しましても、心から敬意を申し上げたいというふうに思います。

こうした大震災を教訓に長井市の防災対策を怠ることなく、長井市の防災の一層の充実を心から願いながら、質問に移りたいというふうに思います。

私は1点でありまして、観光交流センター予定地取得についてというふうなことでございます。

この用地取得、また観光交流センター問題につきましても、平成24年3月に事業が示され、審査を開始してから2年が費やされ、当初示された都市再生整備事業は理解を得ることなく全員が反対、否決されてきました。その後、継続的に提案審議され、今日に至っているものであります。そして昨年9月議会では基本設計、測量予算が議決され、調査結果は5月の全協あたりに説明との、12月議会での高橋委員の答弁でもあるようでございます。

基本設計、測量の調査結果の説明なしに補正予算では実施設計、測量調査費が認められております。また、新年度予算では用地購入費としまして、関連事業も含めまして3億1,883万

7,000円が示されております。この予算が認められた場合、基本設計説明を受ける前に議会の議論といいますか、外堀を固められまして真摯な議論、審議ができないのではないかなというふうに疑問を抱いておりますけれども、市長はどのようなお考えでありますか、ご見解を聞かせていただきたい。

○大道寺 信委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 安部委員のご質問にお答えいたします。

確かに昨年の9月に測量設計、そして基本計画、基本設計についての予算をお認めいただきました。この間の予算総括の際、補正の予算総括の際も説明申し上げましたが、その基本設計、測量設計を受けて、26年度に実施設計、そして用地の取得の予算を計上するというところであります。まず、基本計画と実施測量を認めていただいたということは、まず基本的には前に進めていくことをお認めいただいたということで、したがって、基本設計とか、基本計画出た段階で議会の皆様からいろいろご意見をいただきますが、26年度中に用地の予算、それから実施設計を上げさせていただかないと、これは事業ができなくなるということから予算を計上させていただいたということでもあります。

○大道寺 信委員長 12番、安部 隆委員。

○12番 安部 隆委員 確かにこの事業は内谷市政、この8年間の中での一つの大きな事業かなというふうに思います。市長もこの事業については思い入れも相当大きいものじゃないかなと。ましてや第5次総合計画当初というようなことでも、これも一つの魅力な事業だなというふうに思います。市長にしてみれば一丁目一番地というようなこの事業ではないかなというふうに思います。

ですから、その辺はやはり場を踏みながら早目に基本設計、調査資料を提出いただいて、そしてオープンに議論をさせていただいて、そし

て進めていくというようなことが私は今までこういう議会の中でもやってきた一つの形ではないかなというふうに思ってるんですけども、その辺については市長は26年度で基本調査を示しながらするというようなことでございますけども、その時期は5月以降と12月にもありましたけども、その辺につきましましてはどうでしょうか。

○大道寺 信委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 昨年9月にお認めいただいた実施測量、基本設計、基本計画については、3月の末までの工期の期限でありますので、まだ私ももちろん見ておりません。したがって、ぎりぎりまでかかるんだろうというふうに思ってますが、新年度に入りましてからぜひ議会の皆様からご議論いただく、あといろんな検討委員会をお願いしてる市民の皆様、団体の皆様からご意見をいただいて判断するというふうに思ってます。

なお、26年度に、繰り返しになりますけども、なぜ実施設計と用地の取得費用の予算をかけたかということ、パッケージ事業でありますから、もう既にどんどん別な工事は生活環境整備関係の工事は進んでるわけありますので、これは当然26年度の当初にやっばり盛り込まなければならぬと、これが事業の鉄則だと思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

○大道寺 信委員長 12番、安部 隆委員。

○12番 安部 隆委員 市長のお話もわからないことはないですけども、まだこの場所については案というふうなところは解けてないわけですね。決定はしてないわけですから、その辺はやはり資料を出すと、早目に出してそうした議論をさせていただくということが私は先決だというふうに思っております。

さて、12月議会でこれも認められました観光交流センターの用地不動産鑑定料をもとに評価額及び購入予定価格が示されております。今回

の別冊の資料をいただいておりますけども、この中には更地価格での説明がございます。なぜ更地価格なのか。現状の状況の価格というようなものもやはり示すべきではないかなというふうに思いますが、まち・住まい整備課長にお聞かせいただきたいと思えます。

○大道寺 信委員長 浅野敏明まち・住まい整備課長。

○浅野敏明まち・住まい整備課長 お答え申し上げます。

国土交通省の補助事業、これは山形県の県土整備部の所管でございますが、ここに係る用地の取得につきましては、適正な価格による用地補償を確保するため、国及び県で定めます公共用地の取得に伴う損失補償基準により行わなければならないことになっております。用地取得に係る不動産鑑定評価につきましては、国土交通大臣が認定します不動産鑑定士のみが不動産の鑑定評価を行うことができることになっております。不動産鑑定評価に当たっては、国土交通省が定める不動産鑑定評価基準などにより行うこととなります。

したがって、観光交流センターにつきましては、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金により用地を取得するために、不動産鑑定評価に基づきまして公共用地の取得に伴う損失補償基準の規定により用地の取得を行うこととなります。損失補償基準第8条第2項では、取得する土地において当該土地に建物、その他の物件があるときは、当該物件がないものとして当該土地の正常な取引価格によるものとする規定されておりますので、不動産鑑定評価は更地評価ということになります。以上です。

○大道寺 信委員長 12番、安部 隆委員。

○12番 安部 隆委員 確かに不動産鑑定の結果はこの資料としていただいております。鑑定につきましてもこの鑑定人が鑑定しておりますので、これらについては私も異論はございません。

ん。

そして今、課長が言ったように、この国土交通省令といいますか、その中での補償というような部分では更地評価でこの売買をしていくんだと。確かに道路など公共事業についてはそうかもしれませんが、ああいったものは日常生活または工場や会社の生産活動が失われるというようなことで、その犠牲並びに補償の意味合いというようなこともあって、更地評価をしているというふうに私も理解します。

ただ、今回示されたマーク関連用地2カ所と旧データポイント用地は会社は倒産し、管理は管財人が管理し、生活活動はおろか廃屋状況でございます。旧マーク用地の一部は競売に24年の2月にかけていると。これは市長も12月議会で高橋委員の質問にめぐみ幼稚園との関連でも言われておりますけども、そういった土地が本当にこうした公共用地の買収、更地というようなことになるのかなと非常に私は疑問を抱いております。また、多くの市民もあのような状況をそういった金額で交渉するというようなことについては、なかなか理解できない方もいると思うんですね。

今回、鑑定しましたその鑑定結果でございます。これも私もなかなか専門知識を持っていませんので、これはなかなかわからないと。公示価格が3万3,900円になってはいますが、最終的には3万1,300円ですね、あのマークのところは。そしてこれはどのような算出根拠なのかなというふうに私思ったところでございます。

それでこの算出根拠というものは、標準画地価格というのがあるそうです。これは県、国が年に2回ほど出してございまして、一番近々のは25年4月1日の画地価格でありまして、長井市には10カ所ほどこの画地価格が示されてございまして、今回この鑑定された方が公示価格と決めた3万3,900円は、長井市の287号のちょうどアイランド長井店の向かいあたりを指してる

んですね。館町北2691番4外2筆というようなことで、25年度は3万3,900円と。前年より2.9%ほど価格が落ちていると。この価格にこの個別格差、そして地積、そして今回は更地ですからございませぬけれども、本来の土地の値打ちとしましては建物が建っていればたてつけ減価というようなことで、これを総合的に計算してこのたてつけ地価額というような標準が出てくると、こういうようなことでまち・住まい整備課からもらったこの評価額についても私もわかりませぬので、お聞きしたところ、この算出の根拠、経過というものはこういうことなんだと。そしてその中でも個別格差とあるんです。これは規模、土地に対して建物が大きいほどマイナスになっていくと。また、接道包囲というようなことで、これは住宅のみですから、今回はないと。それから角地って、角地は1つの面ではなくて2つの面ですから、道路に面してると、プラス1とか2になっているんだと。そして高圧線価値が電気とか高圧線が通ってるという場合はマイナスなんだと。こういうようなことが個別格差と。そしてたてつけ減価というようなことでは上に建物が建っていればその分敷地との適用の状態を考慮して修正をしていくというようなことなんだそうです。

ですから、確かに国土交通省的には更地で補償だというようなことだと思いますけども、やはり現状がああいう状況だった場合に、やはり現状の価格も調べて示すというようなことも私はあってしかるべきじゃないかなというふうに思いますけども、その辺につきましては課長、お願いします。

○大道寺 信委員長 浅野敏明まち・住まい整備課長。

○浅野敏明まち・住まい整備課長 お答え申し上げます。

このたびの用地購入等につきましては、単独事業でございませぬので、国土交通省の補助事

業を活用して取得するわけですから、先ほど申しましたように、国土交通省が認定する不動産鑑定評価を受けまして、その鑑定評価基準に従って鑑定評価を行うわけですが、補償基準については公共用地の取得に伴う損失補償基準にのっとり行わなければならないということになります。

通常の補償対応ですが、道路改良など通常の用地取得に当たっては、取得物件がある場合はその建物の推定建設費、推定建設費というのは今の現時点での建設費を算出しまして、経過年数や維持保存の状況に応じて減価した額をもって補償するものでございますが、このたびの用地取得の対象としての土地の支障物件につきましては、既に機能が停止されてる、先ほど委員がはなしされましたように、機能が廃止されている建物であるために、移転補償の対象となりませんので、不動産鑑定評価、更地評価から解体撤去費、必要な経費を減じた価格が補助対象となる用地取得費の限度額となることとなります。以上です。

○大道寺 信委員長 ここで暫時休憩いたします。再開は3時25分といたします。

午後 3時05分 休憩

午後 3時25分 再開

○大道寺 信委員長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

安部 隆委員の質疑を続行いたします。

12番、安部 隆委員。

○12番 安部 隆委員 課長、私は課長の答弁を否定するとか、私の意見を尊重とかというようなことじゃなくて、それはわかるんです。ただ、今のあのような建物が建っている土地をやはり市民の方は注目してると思うんですね、あ

る面では。なぜかといいますと、コンビニを挟んで片側は非常に整備された建て売りで、あれも平米3万くらいかな、平米単価3万くらいじゃなかったのかな。そんなことでやはり向こうは道路もついて、上下水道になっているというようなことで、いろいろそういったところに興味のある方、また市民も注目してると思うんです。

ですから、あの評価は評価として私は資料請求ということでおもらいしましたけども、やはりこうしたことも議員全員に出していただくと。そしてやっぱり市民に問われたときにこういった状況でその公共事業に対しては更地計算でいけるんですよ。そういうようなことは話できると思うんです。そして万が一あの状況でと言われたときだって、今回の鑑定料でも12月では120万何がしになっているわけですから、結構な金額がかかっているんです。そしてあるところまでは大体わかっているんですね。私もあの建物が建ってるから何ぼ引くかなんてわかりませんが、鑑定士も持っていませんからわかりませんが、そんなにこの調査をすればあのまま建物が建っていたとしてもそれなりに今の現状の価格っていうのは出てくるんじゃないかなというふうに私は思うんです。ですから、そういったものも一つの参考として出すというようなこともあっていいんじゃないかなというふうに思いますけども、そういったことは今後もないでしょうか。

○大道寺 信委員長 浅野敏明まち・住まい整備課長。

○浅野敏明まち・住まい整備課長 お答え申し上げます。

繰り返しになりますけども、この事業は国土交通省の補助事業でございますので、国土交通省が定める基準に従って用地購入するというのが原則でございます。独自で評価するっていうのは認められておりませんので、今の進め方に

については今後も継続していきたいというふうに思います。以上です。

○大道寺 信委員長 12番、安部 隆委員。

○12番 安部 隆委員 どうもその辺はちょっと私と話がかけ合いませんけども、更地は更地としてそれはそれとしてそのとおりでというふうに思うんですけども、そこまで一つには競売かかって処分されてるというような関係とそれから管財人が管理してるというようなところと旧食糧事務所は競売にかけられ、これは宅建業者が落札されているわけです。そしてあその中では管財人が管理する土地、それから不動産業者が所有する土地、それから国有地、民地ってこうあるわけです。いろんなケースがあの中ではあるのではないかなというふうに思ってます。

そういうようなことで、今後の交渉にしても個別でやると思いますが、民地が来年度、27年度になってるというようなことはなぜなのかなというふうなもの一つの疑問であります。何でマーク、そしてデータポイント、こういったところが早くなったのかなと。また、この説明資料の国有財産ですけども、ダムのアパート、これらについてはこの鑑定士の鑑定ではなくてまた別なものだというふうに思いますが、そういったものも5月以降の基本調査の中で出てくるんですか。

それと市長も思いがあって、この観光交流センター予定地につきましては、早くからいろんな情報をキャッチしながら、一昨年ですか、市長と話をしたときに市長が旧食糧事務所、マーク会館ですね。これが競売にかけられていると、そういうようなことで不動産を通してこれを落としていただいたと、そんな旨を話しされたことがありますけども、その辺は、そんなのちょっと私、記録してるんですけども、そんなことはなかったのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○大道寺 信委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 何か土地に関して作為的なのかどうかはわかりませんが、いろんなうわさをされている方はいるという話は聞いております。安部委員がおっしゃいますように、市民にも誤解のないようにきちっと報告をしなきゃいけないと思います。まず、あその観光交流センターの用地としてあそこがよりベターだろうということの時点で、大体検討された段階、一昨年のちょうどいろんな話し合いがスタートした直後ぐらいにちょっと調べていただいて、所有者の方とはいろいろ接触させていただきました。というのは、何の断りもなくそこに建てたいということも失礼だろうということでお話ししましたところ、銀行が3カ所、あとは管財人のところが1カ所、あとは民地、あと市有地なわけですけども、あと国有地ですか。銀行さんのほうにお聞きしましたら、ある銀行は競売をかけますということでした。私は全く接触してませんからね。安部委員おっしゃるのは事実ではありませんので、不動産会社どことったかって全然知りません。ただうわさでは仙台のほうの不動産会社が押さえるんじゃないかといううわさだったのが最終的には地元で押さえたみたいだということで、ああ、それはよかったなというふうに言っただけです。全く接触してませんので。銀行は接触しました。銀行さんのほうは場合によっては我々のほうも債権を早く回収しなきゃいけないから、競売かけることもあり得ると、こうおっしゃってましたので、それはごもっともです。それはご自由にされていいと思います。そういうことを言ってますので、もちろん。そんな競売を妨害したなんていうことを言ってる方もいらっしゃるようですが、そういった事実はございませんので。

あともう一つ、今回の更地評価っていうのはどういうことかっていうと、評価は普通競売かけるときも建物の減価償却が残ってる場合は評

価するわけですね。あと土地の評価。それで基本的な試算額っていいですか、評価額っていうのが決まって、それに対して最低の入札価格を決めて競売かけるんだと思います。私はわかりませんがね。通常そうだと思います。ただ、今回の国の事業でやる更地評価ということは、あの施設は民地の3件以外は使ってないわけですね。ですから、それは機能をしてないということで全く建物については評価しないということなんです。そして建物がない更地として評価をして、そして実際は建物があった場合はそれを取り壊す費用を差し引いた金額が売買価格だということになるんです。それで所有者、債権者の方にはお願いしていくということになります。それは国の基準にのっとってお願いしますんで、お認めいただかなかつたらこれはこれでまた違うことを考えなきゃいけないでしょうけども、あくまでも国交省の事業ですから国交省の一番安く買えるやり方ですよ、使ってない施設を、使ってない土地を。それで今回やるということですから、市のほうであえて高く買うような評価なんていうことはする必要がないだろうと。したとしても国の補助事業ですから、それはできないわけです。高く買えないわけですよ。ですから、我々何のさまざまな思惑が入る余地がないということがまず第1点であります。

あとまち・住まい整備課長からもあるかと思いますが、民間の3件については今住んでいらっしゃるわけですから、移転補償とそれから移転先、そういったことも含めて時間がかかるわけです。ところが、今ほかのところは全く住んでないわけですから、これはもう譲ってもらえるかももらえないか、もう早いわけですから。あともう一つ、国の施設については国のほうからもし買う意思があるんならということで、これは我々市町村、自治体に対しては非常に特別な扱いをしていただけますんで、そういったこと

で鑑定には入ってないと。非常に格安で譲っていただくようなご配慮をいただいていると思っております。

○大道寺 信委員長 浅野敏明まち・住まい整備課長。

○浅野敏明まち・住まい整備課長 お答え申し上げます。

ただいま市長のほうからもございましたが、補足でございますけども、国の施設については改めて26年度に鑑定評価を行いたいというふうなことで、少し時間がかかるかと思えます。あと宅地3件の用地補償ですが、ただいま市長からもありましたが、26年度の当初予算におきまして物件調査の業務委託料を計上しています。1件1件の調査とそれから補償費の算出、さらに移転先の選定など、いろいろ時間がかかることありまして、まずは26年度は物件調査と補償費の積算というようなことで、27年度に移転補償というようなことスケジュールで計画したところです。以上です。

○大道寺 信委員長 12番、安部 隆委員。

○12番 安部 隆委員 それぞれ答弁いただきました。市長、私は、市長が何か妨害したとか何かってというような話をしてるわけでございませぬので、それは誤解をしないでいただきたい。やはり市長はとにかくあの土地が観光交流センターにふさわしいのだというようなことで、競売かけられたというようなところについても競売、不動産屋に対してお願いをしたなんていうような話もちよっとお聞きをしましたので、その辺は今確認しましてそんなことはない、そういうようなことだというふうに思います。

やはり市長が言うとおおり、これはあくまでもまだ予定の価格ですから、交渉というものはこれからだと思いますね。ましてや民地の場合はやっぱり住んでいらっしゃるし、補償というようなことでこれとこの鑑定とはまた違う交渉段階では土地の価値は価値としても交渉は交渉で

また違うと思います。それはわかります。ですけども、民間の方もどうなるのかなというふうに心配してるんじゃないかなと。この3件の方はこの話が出たのは2年前ですから、相当いろんなところから情報も入っていて困惑している状況もあるのかなというふうに思います。

ですから、今回なぜこの会社の旧マークのほうが早くて民地が遅かったのかなというふうに思ったところでございますけど、今、課長からお話あったように、来年度、そして誤解のないような、市長も言いましたが、誤解のないような交渉をしていきたいということでもあります。ですから、私は何遍も言うわけでございますけども、あのマークとデータポイントについてはやはりほかの土地とは違っているのではないかなと。これはこれでやはりできる限りの情報を市民に知らせるといようなこともあってはいんじゃないかなというふうに思いますけども、その点について市長、いかがでしょうか。

○大道寺 信委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 私ちょっと認識不足で全く問題ないと思っておりましたが、安部委員がおっしゃるように、何かやはり裏があるんじゃないかということを知ったことあります、私が、うわさで。いや、あその土地、市長が何か細工したんでねえかみたいこと言ってる人いるぞという話を聞いたことがあります、私はちょっと意味がわからなかったんですが、誤解を招くようなことがあったとすれば、用地の取得に関しては取得に至る算出の方法とか、あと国の基準にのっとることによって、実際、今、使っていない施設、建物ばかりですから、民間以外はね。非常に格安が一番安く入手できるやり方、これ以外は競売で落ちるかどうかわからないですけどね。前に我妻委員からも、民間であそこ使いたい人がいたなんていう話もありましたんで、そこは慎重にしっかりと誤解を与えないように市報等々で説明して報告をしてまいりたい

というふうに思います。

○大道寺 信委員長 12番、安部 隆委員。

○12番 安部 隆委員 私もまだ当局から完全なるそういった調査結果を聞いていない中で、少ない資料で質問をしているわけでございます。この基本設計とこの実施設計、測量というものが出た中で、やはりこの場所の判断、決断というものが出てくるんじゃないかなというふうに思います。今のところは、まだ予定というようなことでありまして、予定は未定なのか決定なのかわかりませんが、今後の交渉の中ではやはり変わってくるのかなというふうに感じているところであります。

それと、私ちょっと競売といいますか、法務局のこういったいろんな情報をちょっとたまに見てるんですけども、やはりその算出からいくと、これは競売っていうのはまた違った算出で、非常に積算価格の大体4掛けなんです。これ計算でいくと。この競売市場修正と市場性修正というふうなことで0.6、0.7%、0.7というふうなことでいくと、ちょうどこの例題ではございませんけども、今、長井市のこの萩前というところで競売物件が出てます。ここの土地の値段が1,379万円なんです。これ3階建てのアパート建ってるんですよ。ちょうどはぎ苑の入り口ですけども。これが評価額でいくと579万円なんです、競売ですと。ですから、宅建業者がこれを求めた時点では、あの物件は相当安かったんです。私もあの物件のデータは見たんですけども、そのように思いますので、マークの跡地とデータポイントというものはやはり市民に今の状況というものをこうだと、そして、解体料は同じですから、解体すればこうなんだというように、やはりそういったものも一つ市民に知らせるといようなこともあってはいんじゃないかなというふうに私は思うんですけども。何もあれは競売でないですから、競売にならないですけども、あのまま市が手を出さなければ、

そのままそれに流れていたわけですが、競売に、多分。交渉時点では、できる限りやはりそういったものを含めながら交渉をしていただきたいなというふうに思いますけども、やはりそういった情報の提供ということは考えないんでしょうか、市長。

○大道寺 信委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 先ほど言いましたように、今回は競売で土地を取得するわけでないわけですから、競売の場合ってのは、安部委員から今教えていただきましたように、落ちるかもしれないし落ちないかもしれませんし、不調になるかもしれないし、いろいろあると思います。ただ、今回の事業については、国土交通省の基準にのっとって求めさせていただきたいということで、通常競売以外考えられる一番安い価格だと思います。不動産評価っていうのは、これは適正に評価していただいているわけですから、ただ、平米当たり3万円何がしに建物が減価償却が残ってれば、あるわけですよ、価格。それを競売のとき見てるかもしれませんが、今回見ないわけですよ、建物は、更地に。建物を評価しないんですよ。逆に、更地で買うということですから、更地の上に変なものがあるんで、その取り壊し費用を更地の評価額から差し引くということですからね、一番安いんですよ、競売以外では。その点、民地の場合は実際民家の方が住んでいらっしゃるから、これはきちんとしなきゃいけないので時間がかかると。ですから、誤解を与えてしまうのかもしれませんが、市民にはそこのところをですね、競売以外では一番安い価格で適正な価格で入手させていただいたと、国の基準にのっとってということで報告をしなきゃいけないというふうに思います。

○大道寺 信委員長 12番、安部 隆委員。

○12番 安部 隆委員 市長のその考えなり、今の回答なりは、それなりに私も受けとめていきたいというふうに思います。

これは最後になりますけども、市長にお伺いしますけども、やはりこうしたこのやりとりの中でも、なかなか資料が出てこないとやっぱり判断的には難しいのかなというふうに私思います。

それで、先ほど申しあげましたように、5月ごろにこの基本設計、基本測定の調査結果が出ると、これを踏まえながら、集中的にこの議論の場を設定をしていただきたいと、このように私はお願いしますが、市長、この辺についてはいかがでしょうか。

○大道寺 信委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 先ほども申しあげましたが、3月末まで基本計画、基本設計、そして、実施測量に基づいた配置計画などもまとめることになると思います。それまでにめぐみ幼稚園と長井小学校の保護者、あるいは園側、学校側から意見を聞いて、それに基づいた案を出してまいります。それに議会の皆様からいろいろご意見をいただいて、そして、最終的には基本設計の成案として、そこから実施設計に向かいたいと思います。集中審議という形にはならないと思いますけども、何回かにわたって説明をさせてご意見をいただくと。そして、それを5月、6月ぐらいかけてやる必要があるんじゃないかと、詳しいことにつきましては、担当の常任委員会のほうとも相談させていただきながら、まずは常任委員会ですべきなのか、最初から全協ですべきなのか、そういったところも含めて議会の皆様と相談してご意見をいただくというふうにしてまいりたいと思います。

○大道寺 信委員長 12番、安部 隆委員。

○12番 安部 隆委員 ぜひそういったことでお願いをしたいというふうに思います。

それで、多分これ管財人の今管理ですから、固定資産税のこの状況は、市長、今の時点で何かわかりますか、滞納的なもの。

それと、多分建物の評価はないけども、建っ

てる以上は建物の不動産評価はあるんでないかなというふうに思いますけど、これ私、通告もしてませんが、ちょっとその辺参考までにお聞きしたいと思いますけど。わからなければわからないでいいです。

○大道寺 信委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 固定資産税の状況については、ちょっと確認してきませんでしたので即答はできません。そんなことで、ちょっと税務課のほうでもその細かい部分についても把握、きょうは準備してないということでございますので、またの機会にお願いしたいと思います。

○大道寺 信委員長 12番、安部 隆委員。

○12番 安部 隆委員 ぜひ今お聞きしましたようなことで市長が答えられたような方向で、ひとつ協議の場を設けていただきたいということをお願いを申し上げまして、以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

### 蒲生光男委員の総括質疑

○大道寺 信委員長 次に、順位4番、議席番号9番、蒲生光男委員。

○9番 蒲生光男委員 私の通告している項目は2点でございます。

これは、いずれも一般質問で触れさせていただきましたが、私の質問も久しぶりに32分かかりましたので、ほとんど質疑応答ができなかったということから、引き続き質疑をさせていただきますということでございます。

まず最初に、教育長にお尋ねをいたします。

最後の時間間際に第3種公認陸上競技場としての要件には不要なのではないかということについて、午後の開会冒頭後、その発言を撤回する答弁がございました。それはそれで間違っていることですので撤回するのは当然だと思いま

すけれども、質問しているのは私でございますので、撤回前に私に対して、その答弁は間違っていたとすぐに言っていた後に撤回の手続を踏んでいただくのが私は順序なのではないかと思いました。この点について、上司である教育長のご見解をまずお伺いしたいと。

○大道寺 信委員長 加藤芳秀教育長。

○加藤芳秀教育長 不手際があったこと、冒頭におわび申し上げます。

私自身も3種公認のその理解がちょっと不足していたなというふうに思っ反省しております。ルールブックで蒲生委員からご指導いただいたようなふうになっているということも私もちょっと存じ上げなくて、ただ3種公認を取得しなくともということだったわけですが、ただ、高校総体とか、そういう一般の種目、大会をするには必要だということは聞いておったんですが、それは当然ルールブックにも私はそういうふうになってるんだらうという、そういう前提でちょっと理解しておりましたので、その辺についての理解が不足していたということであのような答弁になってしまったのは大変申しわけなかったなと思っております。

○大道寺 信委員長 9番、蒲生光男委員。

○9番 蒲生光男委員 生涯スポーツ課長にお伺いたします。

本会議の冒頭で3種公認には障害物競走設備が必要であるというふうにお答え申し上げましたが、蒲生議員おっしゃいますように、障害物競走設備につきましては、第3種公認認定の条件としてはなくても可というふうになっております。仮に固定障害物がない状態で3種公認認定が取得できたとしても、3種公認取得により期待できる高校生以上の大会の開催が困難となってしまいます。これまで男子のみの競走でありました、女子につきましても、インターハイの競技種目として、2,000メートル障害が平成26年度より新設されるようでありますので、認定